

<新型コロナウイルス感染症対策>

休業要請を受けての就学前施設等の対応

兵庫県の休業要請並びに兵庫県内の感染拡大の状況を踏まえ、子どもたちの命を守るため、就学前施設（こども園・保育所）及びアフタースクールの運営については、より踏み込んだ対策を講じることとし、利用対象者を限定して次のとおり事業を継続します。

- 1 **対象施設** 就学前施設（こども園・保育所）、アフタースクール
- 2 **限定保育の実施** 可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために就業が必要な保護者を対象に事業を継続
- 3 **限定保育期間** 4月17日（金）から5月6日（水）まで
- 4 **受入可能な保護者**
 - ① 医療機関に従事する者（病院、診療所、薬局など）
 - ② 社会福祉施設に従事する者（こども園、保育所、アフタースクール、介護保険施設など）
 - ③ 警察、消防に従事する者
 - ④ 生活必需物資販売に従事する者（卸売市場、食料品売場・百貨店・ホームセンター等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど）
 - ⑤ 公共交通機関に従事する者（バス、鉄道、航空など）
 - ⑥ その他やむを得ず保育が必要と認められる保護者
- 5 **受入可能な保護者の確認**

保護者からの自己申告書により、各施設において確認
- 6 **その他**

今後の感染状況等により、内容は変更する場合があります。

問い合わせ先 三木市教育委員会教育振興部教育・保育課
電話 0794-82-2000（内線 3541）